

平成27年3月31日

調査基準価格を下回る金額での契約における取扱いの見直しについて

低入札価格調査制度取扱要領（平成25年4月1日施行）第10条第1号で規定している、調査基準価格を下回る金額での契約における取扱いについて、次のとおり見直しを行いましたので、お知らせします。

1 見直し内容

改正後	改正前
当該工事に係る入札公告で定める技術者の要件と同一の要件（ただし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、当該工事の配置予定技術者とは別に1人以上（当該調査対象者が特定建設共同企業体の場合においては、 <u>代表者となる構成員から</u> 1人以上）専任で配置するものとする。	当該工事に係る入札公告で定める技術者の要件と同一の要件（ただし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、当該工事の配置予定技術者とは別に1人以上（当該調査対象者が特定建設共同企業体の場合においては、 <u>各構成員ごと</u> に1人以上）専任で配置するものとする。

2 施行日

平成27年4月1日施行

3 その他

既に締結している契約について、この見直し内容は適用されません。